

社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 代表権を有する理事（以下「会長」という。）については、報酬等を支給する。また、法人業務を行う場合には別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。
- (2) 前号以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(会長の報酬等の算定方法)

第4条 会長に対する報酬等の額は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 通勤手当相当額については、勤務日ごとに旅費規程の車賃の額を積算した額
- 2 会長が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日又は前々日とする。
 - (2) 通勤手当相当額については、前号と合せて支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表1

区 分	支給単位	支給額
役員等の費用弁償額	日額	2,600円

別表2

区 分	支給単位	支給額
会長の報酬	月額	20,000円

旅費規程による旅費の支給額積算基準

車 賃 1kmにつき	日 当 1日につき	宿 泊 料 (一夜につき)		
		甲地方 (県外)	乙地方 (県内)	丙地方 (村内)
50 円	2,600 円	13,100 円	11,800 円	8,000 円

備考 宿泊料の項中、甲地方、乙地方及び丙地方の区分は、北塩原村の関係規程の例による。
車賃については、自家用車を使用した場合に算定する。